平成２２年（フ）第１６８４号
大阪市天王寺区城南寺町３番28―503号
債務者　山川小百合
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６９９号
大阪市東成区大今里３丁目６番10号
債務者　トクエこと　佐々木英二
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７１８号
大阪市平野区加美北３丁目17番６号　平野フラワーハイツ２－Ｂ号
債務者　菊地　　昇
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７４６号
大阪府八尾市太田８丁目16番地の13
債務者　小林由美子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３０号
大阪市此花区春日出北２丁目20番41号
債務者　村川あゆみ（旧姓安尾）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目18番４－802号
債務者　谷口　義雄
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９４９号
大阪市淀川区宮原２丁目12番14―906号
債務者　谷口　　毅
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９５２号
大阪市住吉区長居東３丁目８番25号　ふぁみーゆ長居Ⅱ402号
債務者　赤﨑真由美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６５号
大阪市港区夕凪２丁目２番22号
債務者　土居　弘昌
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９７５号
大阪市住吉区清水丘３丁目14番17―703号
債務者　井上　雅博
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９８２号
大阪市浪速区下寺１丁目１番24号　パークフォルム502号
債務者　吉﨑　啓介
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９０号
大阪市住之江区南港中５丁目５番35―711号
債務者　髙橋みゆき
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０１３号
大阪府寝屋川市明和２丁目16番１―206号
債務者　島田　秀行
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０１８号
大阪市西淀川区姫島３丁目４番34―1102号
債務者　ええねんこと　平松　大輔
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１２７号
大阪市平野区喜連西３丁目３番３―302号
債務者　勝浦こと　金　　博文
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２３５号
大阪府豊中市大島町２丁目17番７号
債務者　川口　泰弘
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４１号
大阪府東大阪市新庄１丁目12番20―203号
債務者　中田　祐子（旧姓平本）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４９９号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目12番地の62
債務者　藤井　美惠
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部